

会 議 録

1 会議名

第11回名立区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

(1) 報告事項（公開）

- シーサイドパーク名立 開設日の変更について
- ろばた館 利用時間の変更について
- 名立の子どもを守り育む会の事業評価委員の選出について

(2) 協議事項（公開）

- 平成31年度上越市地域活動支援事業名立区採択方針等の決定について

(3) その他の事項（公開）

- 平成30年度第12回地域協議会の開催予定

3 開催日時

平成31年2月18日（月）午後6時30分から午後8時まで

4 開催場所

名立区総合事務所 第2会議室

5 傍聴人の数

0名

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

- ・委 員：安藤安年、奥泉稔、木村和子、佐藤道子、高宮秀博、塚田正、二宮香里、
原田秀樹、三浦元二
- ・事 務 局：三浦所長、小林次長（総務・地域振興グループ長兼務）、松永市民生活・
福祉グループ長（教育・文化グループ長兼務）、渡邊班長、佐藤主任
- ・木田庁舎：観光振興課 施設経営管理室 丸田副室長 井部係長
農村振興課 桐木課長 内山係長 武内主任

8 発言の内容

【渡邊班長】

- ・会議の開会を宣言。
- ・上越市の地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告。

【塚田会長】

- ・挨拶
- ・所長に挨拶を求める。

【三浦所長】

- ・挨拶

【塚田会長】

- ・事務局に資料の説明と会議録の確認者の発表を求める。

【渡邊班長】

- ・資料の説明
- ・会議録の確認：佐藤委員、高宮委員

【塚田会長】

- ・報告事項2－(1)「シーサイドパーク名立 開設日の変更について」所管である観光振興課施設経営管理室に説明を求める。

【丸田副室長】

- ・資料No.1に基づき説明。

【塚田会長】

- ・観光振興課施設経営管理室の説明に対し、委員に意見・質問を求める。

【奥泉委員】

- ・平成30年度の収支を教えてください。

【井部係長】

- ・平成30年度のボブスレー、ローラースライダー、バーベキューハウスの収入の合計は3,257,700円となった。なお、平成29年度は3,845,300円である。

【奥泉委員】

- ・開設日は、市ホームページ、広報上越だけでなく新聞等マスコミを通じて広く周知し、利用者が減少しないよう努力してほしい。

【三浦委員】

- ・今回の開設日変更の大きな要因は何か。
- ・名立区には施設が少ないので、有効活用すべきと考えているが、名立区の他の施設との関連を踏まえて名立区全体として今回の見直しを行なったのか。

【丸田副室長】

- ・大きな要因は、事務事業の評価によるものである。見直しは、シーサイドパーク名立だけでなく市内の全ての観光施設で進めてきた。
- ・名立区の他の施設との関連については、うみてらす名立の指定管理者と話し合いをした中で、見直しを進めてきた。

【三浦委員】

- ・行革自体を否定するわけではないが、私はこのような個別の案件に対し、全体的な事務事業の評価というだけで、判断をするような地域協議会であってはいけないと思う。
- ・地域協議会での決定が名立区の今後のまちのあり方に大きく影響を及ぼすため、個別の見直しについては、今の説明のように事務事業評価という画一的なものだけでは不十分であり、支出を含めた費用対効果やうみてらす名立やろばた館等の他の施設との関連性、利用促進の提案等もっと詳細に説明してもらってから、地域協議会で判断すべき。
- ・子ども達にとっては休日である夏休み期間中の非常に限られた期間の平日の営業という観点からもこの案件については、再考が必要。

【丸田副室長】

- ・平成30年度の支出の予算は約1千万である。収入については、先程、井部係長が説明したとおり。
- ・子ども達の夏休みの平日の営業日の変更という点については、施設が保護者との同行が想定される場所に位置し、平日の利用者数が少ないこともあり、営業日を変更した。
- ・また、今年度はお盆の期間である8月14日が火曜日で休園日となり、市内外から多くの問合せ等をいただいたこともあり、利用者が多いお盆の期間中は営業し、夏休みでも利用者が少ない平日は休園としたい。
- ・今回は報告事項ということで、三浦委員の意見は貴重なものとして持ち帰りたい。

【塚田会長】

- ・今の意見は、このような個別の案件は地域の特色や歴史があるので、行革の名のもとに画一的に決めたという報告ではなく地域に精通している方々や地域を大所高所から見れる方々と打合せをしながら進めるといったことも必要ではないかといった内容であった。
- ・今後、このような意見がどこでも出てくることが予想されるので、大切な意見として受け止め、今後に活かしてもらいたい。
- ・ほかに委員に意見・質問を求めるもなし。
- ・報告事項２－（２）「ろばた館 利用時間の変更について」所管である農村振興課に説明を求める。

【桐木課長】

- ・資料No.2に基づき説明する。

【塚田会長】

- ・説明に対し、委員に意見・質問を求める。

【三浦委員】

- ・資料に記載してある『大幅なサービス低下にはつながりにくいと考えられる』根拠は何か。

【桐木課長】

- ・資料の表『【参考】ろばた館 時間帯別入館者数（4月、11月、3月の金・土・日）』で示しているとおおり、平成27年度から平成29年度における19時から21時までの入館者数の割合が全体の約3%から6%と少ないことや営業時間を19時に短縮した場合でもその営業時間に合わせて来館していただけるであろうと管理者から聞いている。

【三浦委員】

- ・資料の表に時間帯別の入館者数は示されているが、このような個別の案件はもう少し利用実態や変更に伴う影響を確認し、地域の意向を踏まえて、提示してもらいたい。
- ・我々は地域協議会でろばた館について、昨年から取組を始めたが、途中で方向が変わり、頓挫している状況にあるのは担当課の農村振興課でも知っているはずである。

にもかかわらず、このような状況の中で、事前の説明がなく突然、規定事項のように本案件が報告されている。

- ・経費の削減について具体的にどのような効果があるか。

【桐木課長】

- ・試算では、委託料の人件費約228千円が軽減可能と考える。
- ・名立区地域協議会のろばた館に係る取組については把握をしており、本案件は突然という印象はあるが、事務事業の総点検の中で『平成20年度から開館日や営業時間の見直しを行い、経費の縮減を図るとともに、施設の在り方について、抜本的な検討を行う。』という方針が出されている。財政運営に際しては、可能なものであれば、当然経費の縮減をしていかななくてはならず、管理者と協議して営業時間を見直すことは一つの業務のあり方と考えている。

【三浦委員】

- ・基本的な事業費的な視点で事務事業の評価を進めるのは、行政としてあって然るべきことだが、それだけではなく利用実態や変更に伴う影響、地域の意向を含めた中で精査をしたうえで、我々に提示して欲しい。
- ・地域協議会と行政で視点は異なるが、ただ事務事業の評価ということのみの報告では議論は出てこない。地域協議会でもろばた館について取組んだ状況があるので、本案件は内容について事前に話があったから名立区としてどのようにするか進めていくべきではなかったかと思う。

【塚田会長】

- ・我々は、ろばた館の件について自主的審議事項として取り組んでいくこととしたが、行政改革推進課から公の施設についての市の方針が出されていなかったため、我々が先行して進めるわけにもいかず、アンケートも中止となったが、独自に勉強会を開いて取組を続けてきたところである。
- ・そのような中で、事前に話がなくこのような形で報告されると先手を打たれたと思う委員も多くいると思う。

【奥泉委員】

- ・このような全てをないがしろにするような形で報告として進められると、議論も出てこない。もう一度再考してもらった方がよい。

【塚田会長】

- ・本案件は地域協議会での手続きは報告となっているが、内容に疑義や意見がある場合、どのような取扱いとなるのか。

【桐木課長】

- ・本案件は諮問事項ではなく、決定事項としての報告である。

【塚田会長】

- ・本案件とは関係ないと思うが、これから自主的審議事項を進めていく矢先にこのような形で報告をされると非常に困ってしまう。

【三浦委員】

- ・本案件は条例改正が必要ないのか。また、条例改正が必要なければ、どこで変更を規定するのか。

【桐木課長】

- ・現在、条例の範囲内での試行という形で営業時間の短縮を行っており、その試行の内容を変更するため条例改正は必要ない。

【二宮委員】

- ・試行の期間はいつまでなのか。

【桐木課長】

- ・試行の期間は決まっていない。

【安藤委員】

- ・一つの事例が出来ると他にも影響が及ぶ懸念はあるが、資料を見ると入館者数も少ないので、存続していくために経費を削減していくことも重要なので、個人的には今回の変更はやむを得ないと思うが、利用する方の意見も聞いたほうが良いと思う。

【佐藤委員】

- ・利用する方の意見も聞こうとして、アンケート調査をしようとしたが、中止になった。

【二宮委員】

- ・今回の試行の変更を実施すると、21時まで営業している期間が5月から10月の金・土・日曜日となり、年間を通じて19時までの営業時間の期間が多くなるのにもかかわらず、条例改正せず21時までとしているのはおかしい。納得いかない。

【塚田会長】

- ・我々は、これからろばた館の件について、地域の意見を聞きながら取組を進めていくが、そのこととは別に営業時間の短縮の期間の変更について、報告を受けたとする。
- ・報告事項2－(3)「名立の子どもを守り育む会の事業評価委員の選出について」資料No.3に基づき説明し、昨年度までのとおり評価委員4名を会長が指名することでよいか委員に諮り了承される。
- ・評価委員：高宮委員、二宮委員、佐藤委員、原田委員を指名。

【松永G長】

- ・評価委員会の開催日時は3月11日から15日までの間で、各委員の都合を伺いながら決定してお知らせする。

【塚田会長】

- ・協議事項3－(1)「平成31年度上越市地域活動支援事業名立区採択方針等の決定について」事務局に説明を求める。

【渡邊班長】

- ・資料No.4～9に基づき説明。
- ・前回の地域協議会で地域活動支援事業の検証・検討において『見直しを行なわない』と決定したため、名立区審査方針及び採点票について、前年度と同じ内容でよいかの確認及び募集期間やスケジュールについて決めるよう要請した。

【塚田会長】

- ・募集期間やスケジュールについて、委員に意見・質問を求める。

【三浦委員】

- ・平成30年度の審査結果通知日、つまり事業が開始できる日はいつか。

【渡邊班長】

- ・5月26日である。事務局では、平成31年度も同じような募集及び審査の日程を考えている。

【三浦所長】

- ・補足であるが、制度としては採択前に事前に着手することが可能。

【二宮委員】

- ・連休明けを締切にするとスケジュールが厳しいのか。

【渡邊班長】

- ・事務処理や印刷にある程度の日数を要するためスケジュールが厳しくなる。

【奥泉委員】

- ・我々も1週間程度の事前の審査期間が必要であり、事務局の負担も考慮し、連休前の4月26日（金）募集締切という事務局案でよいのではないかと。

【塚田会長】

- ・奥泉委員の意見のとおり、平成31年度名立区地域活動支援事業の日程等については事務局案でよいか委員に確認し、承諾を得る。
- ・地域活動支援事業について、ほかに委員に意見・質問を求めるもなし。
- ・4-（1）「平成30年度第12回地域協議会の開催予定について」事務局に説明を求める。

【渡邊班長】

- ・日時：平成31年3月18日（月） 午後6時30分から

【塚田会長】

- ・事務局案でよいか委員に確認し、承諾を得る。
- ・その他事項について、事務局に説明を求める。

【小林次長】

- ・前回の地域協議会で安藤委員から質問があった名立寺から林道瓜原線を結ぶ遊歩道の草刈についてであるが、担当の農林水産整備課に確認したところ、利用頻度が少ない中、多額の経費が掛かっていたため平成27年度から実施していない。今後、利用者の意見を聞き、現地を確認したうえで対応を検討したいとのことであった。
- ・前回の地域協議会で三浦委員から質問があった県道の歩道に設置してあるセーフティパイプの放置について、我々も現地を確認し、道路管理者の県を通じ除雪業者に確認したところ、取り外しを行い放置してあった赤白ポールやセーフティパイプなどについては、整頓し歩行者に危険が無いように置きなおした。また、保健センター付近のセーフティパイプについては、除雪業者の倉庫に格納すると共に除雪に影響を与えない箇所については、再設置を行ったところ。今後も除雪作業だけでなく、作業のために取り外されたセーフティパイプ等については、管理者の県と共に注視していく。

【安藤委員】

- ・遊歩道については有志で草刈を行ってもよいと思う。

【奥泉委員】

- ・津波からの避難という観点からも遊歩道の草刈の予算を付けてほしい。

【小林次長】

- ・担当の農林水産整備課に話をつなぐ。

【奥泉委員】

- ・県道の除雪についてであるが、通勤や救急車両の通行を確保する観点からも夕方5時位にも除雪をしないと通行に支障をきたす。通勤に支障をきたしていれば、若い方は名立から出ていってしまう。平日の降雪時のパトロールの徹底と車道の確保を要望する。

【小林次長】

- ・総合事務所でも降雪が強くなった2月12日の14時過ぎにも積雪状況を確認したが、その時は県道の除雪を行っていたが、拡幅されていなかったのもので、すれ違いが厳しい状況を確認しているのので、県に確認し、対応を依頼したい。

【二宮委員】

- ・ろばた館の暖房が故障したと聞いたが、修繕したのか。

【小林次長】

- ・全体としては修繕中であるが、部分的に直っている箇所もある。

【塚田会長】

- ・ほかに意見や質問を求めるもなし。

【奥泉副会長】

- ・会議の閉会を宣言。
- ・挨拶

9 問合せ先

名立区総合事務所 総務・地域振興グループ TEL 025-537-2121 (内線 223)

E-mail: nadachi-soumu.g@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。